

ひ

広市活第177号

平成19年3月29日

広島市監査委員様

広島市長職務代理者

広島市助役 山田

(市民局市民活動推進課)



平成15年度包括外部監査結果報告の意見に対する
対応結果について（報告）

のことについて、別紙のとおり報告します。



監査の対象　出資団体に係る出納その他の事務の執行状況

対象団体　財団法人広島市ひと・まちネットワーク

意　見

財団の存続について

施設ごとの管理コスト上、人件費の割合が大きいため、職員配置などを見直し、人件費を削減するなどの方策とともに、指定管理者制度の活用、すなわち民間事業者への施設管理の委託を検討し、施設の管理コストを低減する必要があると考えます。その場合、当財団は、公益事業の企画・実施を中心とした財団運営を行うなどの検討をすべきだと考えます。

対　応　結　果

本市では指定管理者制度の導入に当たって、民間事業者等のノウハウや発想を活用する目的で、原則公募としました。(財)広島市ひと・まちネットワークへ管理委託を行っている施設のうち、まちづくり市民交流プラザ、女性教育センター、三滝少年自然の家、グリーンスポーツセンター、似島少年自然の家及び青少年センターを公募としました。勤労青少年ホーム、公民館及びこども村は、施設のあり方や運営方法を継続して検討するなどの必要があるため、非公募として当財団を指定管理者とすることにしました。

その結果、民間事業者が指定管理者となった女性教育センター以外は、引き続き当財団が指定管理者として、指定期間中、施設の管理運営を行うことになりました。

各施設とも、施設の利用者サービスの向上を図るとともに、職員配置の見直しなどにより人件費を削減し、また、物件費についても、長期継続契約の活用などにより、管理コストの低減化を図つており、特に公募施設では、大幅に経費を縮減しました。

監査の対象　　出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
対象団体　　財団法人広島市ひと・まちネットワーク

意 見

指名競争入札について

指名競争入札を採用しているにもかかわらず同じ業者が 5 年以上契約する等不自然な結果が見られ、指名競争入札が形骸化していると考えられるため、以下のような対策を講じる必要があると考えられます。

- ア 入札結果が不自然であると認められる場合には、入札結果を分析・調査し、場合によっては公正取引委員会への情報提供を行う必要があるということを規定化すること。
- イ 希望型指名競争入札又は一般競争入札の導入を検討すべきである。

対 応 結 果

(財) 広島市ひと・まちネットワークにおいては、本市の取扱いに準じて、平成 16 年度から簡易公募型指名競争入札や一般競争入札を導入しました。

また、談合情報対応マニュアルについても、本市の取扱いに準じて、建設工事に関しては平成 16 年度に、業務委託に関しては平成 18 年度にそれぞれ整備しました。

監査の対象　　出資団体に係る出納その他の事務の執行状況

対象団体　　財団法人広島市ひと・まちネットワーク

意　　見

会計処理等について

ア 減価償却について

平成15年3月に公表された「公益法人会計基準（案）」では、減価償却が強制されており、また減価償却を実施している公益法人もあることから、減価償却を実施すべきだと考えます。

イ 退職給与引当金について

債務性がないとの認識から引当金を計上していませんが、支払いの主体は財団であることから、退職給与規程に従い毎期計上すべきだと考えます。

ウ 賞与引当金について

賞与引当金についても計上すべきだと考えます。

対　応　結　果

平成18年4月1日に「公益法人会計基準」が全面的に改正され、減価償却費と退職給付引当金の計上は求められましたが、賞与引当金の計上は求められませんでした。

このため、減価償却費と退職給付引当金については、諸規程改正のうえ、平成18年度決算から計上し、賞与引当金については、当面計上しないことにしました。